

奈良県告示第三百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、次の表の上欄の者の申請に係る換地計画は、平成二十一年一月四日適当と決定した。

なお、土地改良法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十年一月十一日

奈良県知事 荒井正吾

申 請 者	換 地 計 画	縦 覧 期 間 及 び 場 所
桜井市小夫地区土地 改良事業共同施行施 行委員長 美波 敏男	ほ場整備事業 小夫地区	平成二十年一月十五日から同年二 月四日まで
	桜井市役所	